

1. 議事日程（第3日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成21年 3月10日
午後 1時30分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- (1) 議案第 4号 平成21年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第 5号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第 6号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- (4) 議案第 7号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第 8号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- (6) 議案第 9号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- (7) 議案第10号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- (8) 議案第11号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算
- (9) 議案第12号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (10) 議案第13号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (11) 議案第14号 平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
会計予算
- (12) 議案第15号 平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- (13) 議案第16号 平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- (14) 議案第17号 平成21年度安芸高田市水道事業会計予算

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（10名）

委員長	赤 川 三 郎	副委員長	山 根 温 子
委員	前 重 昌 敬	委員	石 飛 慶 久
委員	児 玉 史 則	委員	和 田 一 雄
委員	水 戸 眞 悟	委員	山 本 優
委員	入 本 和 男	委員	今 村 義 照

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（22名）

市長	浜田 一 義	副市長	藤川 幸 典
総務企画部長	田丸 孝 二	行政経営課長	武岡 隆 文
教育長	佐藤 勝	教育次長	益田 博 志
教育参事	永井 初 男	教育総務課長	森川 薫
学校教育担当課長	大下 典 子	生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長	大野 逸 夫
文化振興担当課長兼吉田教育分室長兼八千代教育分室長	富田 道 明	美土里教育分室長兼高宮教育分室長	小田 洋 介
甲田教育分室長兼向原教育分室	高橋 義 照	吉田幼稚園長	田丸 文 枝
教育総務課主幹（教育指導GL）	松本 貴 文	教育総務課主査兼経営管理（総務GL）	中川 雅 夫
生涯学習課主査（社会教育GL）	児玉 晃	生涯学習課主査（スポーツ振興GL）	松村 賢 造
生涯学習課主査（文化振興GL）	溝下 頼 男	八千代教育分室主幹（八千代教育GL）	沖本 博
高宮教育分室主幹（高宮教育GL）	吉川 正 紀	甲田教育分室主査（甲田教育GL）	秋重 正義

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（3名）

議会議務局長	光下 正 則	議事調査GL	児玉 竹 丸
書記	國岡 浩 祐		



午後1時30分 開会

- 赤川委員長 それでは、前回に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。
本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。
それではまず、議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算のうち教育委員会にかかわる部分を議題といたします。
教育長のあいさつを受けます。
佐藤教育長。
- 佐藤教育長 それでは、失礼いたします。先ほど委員長さんのほうからお話をいただきましたように、本日、市内の全中学校が卒業証書授与式を行いまして、議員の皆様方にはご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。私は甲田中学校のほうへ参りましたが、ちょうど10年前、あそこの中学校の校長をしておりまして、久しぶりに中学校の空気を吸いまして、最後に校歌、そしてまた「仰げば尊し」を歌う生徒の姿を見て涙がとまりませんでした。3月19日には小学校の卒業式を、3月24日には幼稚園の卒園式を、また4月に入りますと、新しく新生が入ってまいりますので入学式をとり行いますけれども、引き続きましてよろしくご支援のほどお願いいたします。
本日は、21年度の教育予算について審議をいただきます。既に21年度の主要事業につきましては概要についてご説明させていただいておりますが、本日も概要につきまして益田教育次長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 赤川委員長 続いて、議案の説明を求めます。
益田教育次長。
- 益田教育次長 それでは、失礼いたします。平成21年度の教育費の歳入歳出の予算概要についてご説明を申し上げます。
平成21年度の教育費は18億546万円で、一般会計予算全体の8.8%を占めております。対前年度で見ますと3億9,923万5,000円の増額で、率では28.4%の増でございます。この増額の主なものは、学校耐震化事業の補強工事に伴うものでございます。
それでは、歳入の概要を予算書からご説明申し上げます。16ページをお願いいたします。
款12の分担金及び負担金のうち教育費負担金422万9,000円で、主なものは幼稚園費の保護者負担金323万6,000円を計上いたしております。
次の13款使用料及び手数料、目の7教育施設使用料は5,233万1,000円で、主なものは、保健体育施設使用料の4,143万円でございます。このうち4,000万円はサンフレッチェ分でございます。
20ページをお願いいたします。款14の国庫支出金の項の2、国庫補助金の4、土木費及び6、教育国庫補助金は合計で2億5,136万9,000円で、

小・中学校の耐震改修に伴うものでございます。

次の款15、県支出金については、24ページをお願いいたします。目6の教育費県補助金は171万2,000円で、放課後子ども教室の3分の2の補助金でございます。また、その次の目4の教育費委託金は100万円で、自然の家で実施する意欲をはぐくむ自然体験推進事業10分の10の事業でございます。

次に、35ページをお願いいたします。35ページの中ほどでございますが、款20の諸収入、目5、雑入のうち教育関係の雑入は1,249万3,000円で、この主なものは、生涯学習関係のスポーツ振興くじ助成金やチケット収入代などでございます。教育関係の歳入は、合計で3億2,313万4,000円を見込んでおります。前年度に比べ2億4,995万円の増となっております。この増の主なものは、学校耐震化事業の国庫補助金の増によるものが主なものでございます。

次に、歳出の概要でございますが、予算資料の5ページをお願いいたします。

事業ナンバー59で、新規事業といたしまして学校規模適正化事業、これは学校規模の適正化の計画を策定いたすもので、2年間の事業で見込んでおります。適正化委員9名による検討委員会を設置するように計画をいたしております。次の教育行政外部評価事業、これは地方教育行政法の改正に伴います教育行政外部評価委員会を設置し、外部評価を受けるもので、予算措置3名分でございます。

次に、62の重点事業の適応指導教室運営事業、これは市内の不登校児童生徒に対する学校復帰への支援の事業でございます。63の国際理解教育推進事業、これは外国語指導助手の5名分の人件費が主なものでございます。

次に、66の事業ナンバーで学習補助員配置事業、これは昨年の試行に伴いまして今年度13校の小学校に配置するもので、14名の学習補助員の人件費が主なものでございます。次の重点事業の特別支援教育推進事業は、障がいを持った子どもの指導体制の充実ということで、介助員9名分の人件費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。事業ナンバー71の学校図書整備事業、これは6年間で計画していたものを21年度は1年前倒しをいたしまして2カ年分を整備するというので、拡充を図っております。

次に、新規の72、73の事業でございますが、学校耐震化の事業でございます。耐震の非常に弱い0.3未満の4校を3分の2の時限措置の補助率のある間に補強の工事をやりたいということで、工事費を計上させていただいております。73の診断業務につきましては、残る14校の第2次診断の耐震調査を国土交通省の2分の1の補助事業で行うものでございます。

74のスクールバスの運行事業につきましては、先般、閉寮式を行いました美土里中学校の朝光寮廃止に伴いスクールバスの追加で650万円、昨年比べて増額をいたしております。

次に、事業ナンバー75の意欲をはぐくむ自然体験推進事業でございますが、これは少年自然の家を活用した事業で、県の10分の10の委託事業でございます。続きまして、自然の家の管理運営事業、これは集団宿泊体験、野外体験活動としての教育施設として少年自然の家の管理運営の事業でございます。

79の向原図書館の改装事業、これは向原公民館の中にあります図書室を改装いたしまして、図書を増設を図るものでございます。

次に、文化・スポーツ・レクリエーションの振興ということで事業ナンバー85の新規の郡山城修景整備事業、これは郡山城の修景整備の一環として遺跡の案内看板等の設置を図るものでございます。

次のページの87の総合型スポーツクラブ助成事業、これは総合型の地域スポーツクラブ2団体に対する育成助成事業でございます。

91の事業で新規で中国女子駅伝参加助成事業の新規事業を計画いたしております。これは中国女子駅伝に参加するふるさと選手の招聘費用の助成と、当日の参加費用のバスの借り上げ料を見込んでおります。

以上で歳出の概要説明を終わらせていただきます。

○赤川委員長 以上で議案の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 それでは、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

先ほど項目の中の4,100万円の中で4,000万円がサンフレッチェのほうに捻出されとるということがございました。この辺は一応計画的な段階でいわれているのか、それとももう年々の形でそういう費用を捻出されているのか、ちょっとその辺の方向性をわかれば教えていただければと思うんですが。

○赤川委員長 答弁求めます。

大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 19ページの一番上に4,043万円、体育施設使用料が入っております。この中にはサッカー公園の使用料……。

○赤川委員長 予算書ですか、19ページ。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 はい。

○赤川委員長 予算書の19ページ。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 サッカー公園の3,800万のサンフレッチェ広島からの使用料と同じくサンフレッチェ広島からの吉田温水プールの使用料200万、合わせて4,000万計上したところです。これにつきましては、サンフレッチェ広島……。

○赤川委員長 予算書の19ページにない。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 いいでしょうか。今年度から協定書を結んでおりまして、今年度から300万上がって合計4,000万

となるものでございます。

○赤川委員長 前重委員。

○前重委員 この4,000万は、先ほど聞いたのは、5年計画で入ってくるものなのか、単年でもう決まってくるものなのか、その辺はいかがなものでしょうか。

○赤川委員長 大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 これは単年度ごとにサンフレッチェ広島との協議の中で契約を交わしてということになっております。

○前重委員 わかりました。

○赤川委員長 いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山根委員。

○山根委員 まず1点、予算資料の6ページの学校図書整備事業が入っております。前倒して2カ年分を整備するということですが、学校図書というのがどれぐらい利用されているかというのが、入らせてもらっても、高校なんかだとよく利用されてるといえるのがわかるように、今月の一番よく読まれてる図書とかいうのが前へ出してあることもあるんですけど、小・中学校の場合はなかなか私のほうから見てわかりませんが、利用率とかいうのが調べてあればお聞かせください。

それから、子どもたちに利用される図書を整備されるということですが、整備に関して新刊書とか、そういうのを各学校がわかりやすく図書室の前とかに出してあるような、そういう利用を促進するためのいろんなアイデアとか、そういうことをされてるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

大下学校教育担当課長。

○大下学校教育担当課長 ただいまの山根委員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の学校図書利用率でございますが、大変申しわけないんですけど、具体的なデータは私のほうを持っておりません。

2つ目の学校図書館利用の工夫ということでありますけれども、それは学校のほう、それぞれ創意工夫しております。例えば生徒会でありまして児童会の委員会活動を活用して図書紹介をしたりとか、それから、もちろん秋の読書まつり等では新刊図書あるいは課題図書等についてはレイアウトも工夫をしていたり、それからそれぞれ学校のほうが教科の学習と関連を持たせた読書活動の推進計画というものをつくっております、年間の利用計画ですね。目標冊数を示したり、それから推薦図書を上げたりといったような工夫をいたしております。以上でございます。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 せっかく整備されるのであれば、しっかりと利用していただくように、いろんな活動の中で進めていっていただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。

○赤川委員長

はい。

○山根委員

適応教室の運営事業についてなんですけれども、今回5ページに上がっております適応指導教室、市内不登校児童生徒に対する学校復帰への支援とありますけれども、私、一般質問において、前々回でしたか、学校修了年齢を越えた青少年の居場所の確保をお願いしたと思います。このことについてはどのように具体的に対応を考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○赤川委員長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時51分 休憩

午後1時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

再開いたします。

永井教育参事。

○永井教育参事

先ほどの山根議員からのご質問でございますが、前回ご質問を一般質問の中でいただきまして、担当課のほうとも早速に協議をしておるところでございます。ただし、先ほどからも少し出ておりますように、基本的には教育委員会は義務教育段階の子どもにかかわってさまざまな事業を展開していくということでございます。ただ、議員ご指摘のように、じゃあ、義務教育修了段階の子どもをそのまま見過ごすのかということになりましたら、当然そうはいきません。したがって、現在も適応指導教室、これはあくまで中学校までの子どもたちにかかわって学校復帰へ向けての取り組みをする機関ということで位置づけておりますが、現在、総数でいいましたら3名の子どもたちが再訪問というような形で時々適応教室のほうを訪ねていくというような形の中で、さまざま相談でありますとか活動のほうの提供をしているという状況でございます。

今後におきましては、子育て支援の側面のほうから21年度に向けて具体的な計画を立てていくと。そのときには、また連携を教育委員会のほうと十分とっていくということで話を聞いているところでございます。

○赤川委員長

山根委員。

○山根委員

答弁ありがとうございます。この件に関しては、子育て支援のほうが強いかとは思いますが、適応指導の必要な子というのは教育に対してもまだまだ続けて教育を受けなければいけないような状況も多々見受けられますので、縦割りの、うちの所管ではないというような形で進められるのではなくて、大きな気持ちで子どもたちの将来を考えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○赤川委員長

要望ですか。答弁要りませんか。

ほかに。

今村委員、どうぞ。

- 今村委員 先ほどの学校図書の整備事業に関しまして、これまで学校の規模あるいは生徒数によって多少図書内容が違うのかなという感じを持っておりますが、先取りをしてこの整備に当たるということでございますが、各学校間における配分基準みたいなものが今回あるのかどうか、そして学校の図書の整備の実態はどのようなのであるのか、そこら辺の点についてちょっとお伺いしてみたいと思います。
- 赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
大下学校教育担当課長。
- 大下学校教育担当課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。
まず、整備の基準ということでございますが、これは平成25年度をもって整備率が図書標準冊数の100%に達するということを目標に更新比率を出しまして各年の額を割り出しております。
2つ目の現在の整備率ということでございますけれども、平成20年の1月、大変申しわけないんですが、1年前でありますけれども、20年1月、その計画を策定した段階で小学校が平均整備率が96.7%、そして中学校が73.4%、小・中それぞれすべての学校が100%に達しているという状況ではございませんでした。以上でございます。
- 赤川委員長 今村委員。
- 今村委員 それで21年度で推定をするのに、中学校を中心にした形での整備になるのかなという印象を受けましたが、おおよそ21年度の予算執行でどのぐらいの整備率を目指されておられるのか、そちら辺についてお伺いをいたします。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
大下学校教育担当課長。
- 大下学校教育担当課長 21年度から25年度におきまして均等で整備をしていく予定にしておりますが、21年度の整備冊数で申しますと、中学校全体を1,999冊というふうに予定をしております。申しわけございません、それで整備率が各校がどのぐらいになるかという計算をいたしておりません。
- 今村委員 わかりました。
- 赤川委員長 今村委員、いいですか。
- 今村委員 はい。
- 赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
児玉委員。
- 児玉委員 国際理解教育推進事業というのをやられておりますけれども、これは県立高校なんか外国人の方を助手に入れてやってるんですが、残念ながら中の活用というか、外国人の先生の方が力を発揮する部分というのが、非常に少ないところが見受けられるんです、高校の場合は。特に子どもたちが外国語を例えば勉強する場合の目的がしっかりしてないですね。例えば音楽の歌を覚えたいんだとか、映画を日本語の字幕でなしで見たいんだとか、そんな単純なもんですからそういうものを見つけないと、なかなか子どもたちは関心を持っていかないんじゃないかというの

が今、高校の課題で上がってまして、恐らくこれは小・中も一緒だろうと思うんですが、そういうように外国人の先生のやられるやり方を、利用の仕方と言うと言葉は悪いですが、そういうのももう少し考えていったらいいんじゃないかと思うんですが、実際には小・中の現状というのは、いわゆるサポートみたいなのが今の現状だと思うんですけど、どうでしょう、その辺。

○赤川委員長 答弁求めます。

大下学校教育担当課長。

○大下学校教育担当課長 ただいまのご質問にお答えをします。

小学校、中学校でのALTの活用状況というご質問だというふうにお伺いをいたしました。まず小学校でございますが、小学校の外国語活動というのは、触れ、なれ、親しむといったようなことが主な目的でございます。ALT、外国語指導助手の皆さんは特に子どもたちが英語活動を楽しめるように45分の中の約20分ぐらい、ゲームを1つの授業で1つ取り入れていくわけですけれども、そのゲームを主に運営をしていただいているという状況があります。小学校においては、外国語活動で随分外国語指導助手の皆さんは活躍をいただいているというふうに認識をしております。

中学校でございますが、中学校については、やはり高校入試もございますので、英語の学力をつけていくということがありますが、その中で実践的なコミュニケーション能力といったものが非常に目的として重要視をされております。例えば授業の中でチームティーチングといいまして、英語の担任と、それから外国語指導助手が交互に会話をし、そしてそれを今度は子どもとALTと会話をし、またクラスを展開の途中で2つに分けてALTの先生と会話をした後、今度は担任の先生と会話をする、ぐるぐる歩くとかいったような、議員ご指摘のように中学校における活用が今随分研究をされて前に進んでいるといった状況だと思います。私も授業を何回か見させてもらいましたけれども、さまざまな工夫があちらこちらで見られるようになったと、そういった現状でございます。以上です。

○赤川委員長 児玉委員、いいですか。

ほかに質疑は。

今村委員。

○今村委員 今回新たな事業として、学校規模適正化事業の計画の策定が組まれております。この本来の目的と、やはり具体的には、この委員会で9名を設置してそれに当たるんだということでございますが、前提条件がやっぱりあるんじゃないかならうかというふうに思うわけでございます。それでその前提条件として、基本的な理念といいますか、概念といいますか、そこら辺についてはどういったような形でお示しになるのでしょうか。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐藤教育長。

- 佐藤教育長 ただいまの質問にお答えをいたします。
- 赤川委員長 着席でやってください。
- 佐藤教育長 はい。学校規模の適正化ということでございますが、基本的な理念と申しますか、学校の教育効果を高めるためにはどの程度の規模の学校が適当かということを中心に基本的な考えをもらいながら、それぞれ通学区域等もございまして、それを勘案して安芸高田市の場合、旧町単位でいくのか、あるいは全市町単位で考えていくのか、とりわけ中学校は現在学校統合がほとんど済んでおりますので、旧1町1中学校になっております。小学校につきましては、1町1小学校の地域もあれば、1町3小学校というような地域もございまして、将来的に児童・生徒の数がどの程度になるかということも推測しながら、適切な人数としてどの程度の規模を考えるかということを検討していただき、耐震化対策もそれに基づいて進めて行かなければならないということもございまして、一応学校規模の適正化という委員会の中の検討をいただきながら、その次の段階に進んでいきたいというように思っているところであります。以上です。
- 赤川委員長 今村委員、いいですか。
- 今村委員 了解しました。
- 赤川委員長 ほかに。
- 山根委員。
- 山根委員 学校規模適正化事業について、教育効果を高めるためにということも考えていくと。市民フォーラムにおいても、学校が統合された地域が地域づくりに頑張られているのを見させていただきましたけれども、そこに学校がある、幼稚園がある、保育園があるというところで、その場所に若者定住策を施して若者を引き寄せられた地域もあります。そういったところでは、やっぱり地域、そこに住んでいる方の理解と協力が重要だと思いますので、そこは重々に理解を求められて進めていかれることを希望します。
- それと、この学校規模適正化を考えることによって耐震化とも言われましたけれども、さらにもっと申しますと、給食センターの整備事業もかかわってくると思います。どうしても先ほどから教育次長は自分の所管ではないと言われますけれども、給食センターがセンター化することによって学校給食が変わりますよね。そういう点について、教育委員会として学校給食に対しての考え方、また、その受け入れは学校がやるわけですから、そのところをどのように考えて、しっかりと具体的に学校給食を進めていくことを組み立てて受け入れ体制をされるのか、そして学校給食のセンター化の中に病児食とか地域のカラーとか、そういうところを出していくことについてもどのようにお考えか、教育長から答弁をお願いしたいと思います。
- 赤川委員長 答弁を求めます。
- 佐藤教育長。
- 佐藤教育長 まず、学校規模の適正化検討会議というのは、学校統合をすぐする

ということではないんでして、基本的に安芸高田市の教育を進めるためにこの程度の規模の学校が適当ですよということについて高い見地から、あるいは市民の声を聞きながら結論を出していくというのが、それです。具体的に学校統合を進めるということになりますと、今度は地域の人の理解も得られるような動きをしていかなければいけない。このように思いますが、地域の中で学校というのは昔から、おらが村のおらの学校というような形でカルチャーセンター的な色彩も非常に強いものがありますから、それは理解を求めべく我々も努力をしていかなければならない。ただ何となしにするとかせんといったのでは目標がありませんので、一つの基本的な理念を持ちながら、そして学校の適正化ということを進めてまいりたい、このように思っておるところであります。

もう一つ、学校給食のあり方について教育委員会はどのように考えておるんかということにつきましては、教育委員会としましては、既に学校給食のあり方について基本計画を立てまして、それに基づいて教育委員会ではこのように進めてまいりたいということの結論を出しております。そしてそのことをもとに市長さんのほうへ早急に学校給食センターの整備をお願いしますということをお願いしておるところでございます。もし必要でございましたら教育委員会に答申いただきました内容についてごらんいただきたい、このように思います。以上です。

○赤川委員長 山根委員。

○山根委員 教育委員会が持っていらっしゃる答申については、私ももう既に読んでおります。それから先の、あれは19年の3月に答申されておりますよね。それから時間的な経過もありますし、またさらにいろいろ変わったところもあると思いますので、具体的に考えて組み立てていって、困らないように、また保護者が不安を抱かないように持っていただきたいと思います。受け入れ側の学校がちゃんと受け入れる体制ができてるかどうかは、子どもたちの安全・安心に給食が配給されるかどうかということにかかわりますので、しっかりと考えていただきたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐藤教育長。

○佐藤教育長 言われることはよくわかるわけですが、あの答申は1年先、2年先だけを見通して立てたものでなしに、ある程度長期的な展望を持ちながらあの計画を立ててもらっておりますので、全体的な給食の数は違うかもわかりませんが、今後どんどん道路も整備される、あるいは給食を配送するコンテナ車も充実してくるというようなことも考えていかなければならないとは思いますが、基本的には当分の間、私はあれで十分いけるんじゃないかならうかと思えます。

具体的に一番心配なのは何かともしましたら、今、学校給食をやっていない学校に給食をするということになりますと、プラットホームをつくっていかなければならないし、コンテナ車が入るかということも考えていかなければならない、そういうことがあります。ただ、食の安全と

ということにつきましては、今度は一本でやるということですから今までよりもいろんなことの整備ができる、安全に、しかもおいしい給食ができるということを前提にしながらあの計画は立ててもらっておると私は思っておるところであります。ただ、いろんな考え方がある中で、それを照合しながらあの計画を立ててもらっておるんだというふうにご理解いただいたらと、このように思います。以上です。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 少し関連になると思うんですけども、適応指導教室がありますけども、756万見てありますが、今現在、市内の不登校の児童の対応についての現状についてわかりましたをお願いします。

○赤川委員長 答弁を求めます。

大下学校教育担当課長。

○大下学校教育担当課長 ご質問にお答えします。

まず、市内の不登校の状況でございますが、平成21年1月末現在ということで、小学校が1名、それから中学校が21名というふうに把握をしております。これは30日以上欠席をもって不登校というふうに定義をいたしますので、学校に出てくるのは出てくるんだけど、1月末現在までに30日以上学校を欠席した者が小学校1名、中学校が24名でございます。申しわけありません、21名というのは12月末現在でございます。1月末現在は24名でございます。30日以上欠席をした者が小学校が1名、中学校が24名ということになっております。そのうちの中学生の6名が適応指導教室のほうに在籍をいたしております。

対応でございますが、もちろん適応指導教室へ出席をしている子どもたちは適応指導教室で指導を受けたり、または学校と適応指導教室の連携の中で、例えば行事に出席あるいは特定の教科に出席ということで、学校復帰を目指して頑張っております。それから適応指導教室へ通級をしていない子どもたちにつきましても、学校のほうは家庭訪問等さまざまな取り組みをいたしております。教育委員会といたしましても大きな教育課題というふうにとらえておりますので、これは19年度からの継続ではありますけれども、20年度、そして21年度におきましても不登校対策を強化をしていくために各学校の生徒指導主事を月1回定例で研修会を開催をいたしまして、それぞれ情報交換をしたり、不登校対策の取り組みの研究といいますか、研修をしたり、そういったようなことで取り組んでまいりました。改善の傾向にあるというふうに思っておりますので、ぜひ21年も続けて取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○赤川委員長 山本委員。

○山本委員 6名が指導教室で指導を受けておると、残り24名は家庭訪問とか何かでされてるということですが、今、答弁の中にも出てきましたが、教育体制、先生の教育ですよね、研修が出てきたのでこれについて聞くんで

すが、保護者の中からは先生が聞いてくれないとか、片方の肩ばかり持ってやってくれないとかいう不満も出とるわけですよ。私らがこないだから美土里中学校を見たり、きょうの卒業式見たりしたら校内はすごく落ちついとる雰囲気に見えます。だから先生方は頑張っと思ってんだなと思うんですが、その中でこういうふうにあると。それで保護者に不満があるということは、つい最近まで不適格教諭とかいうようなものが新聞紙上に載ったりなんかしてましたけども、そういうところを教員の人材育成で研修なんかされとるんだらうと思うんですが、この辺の教師の研修制度がはっきり効果があらわれているかどうかは難しいところだらうと思うんですが、現状はどのようなんでしょうか。

ちょっと質問があれですかね。はっきり言うと、適格でない先生がおられるんじゃないかということがあるんですが、ちょっと濁したような言い方なんであれですが、そういう保護者の声も聞きますが、その辺は教育委員会としたら把握されとるでしょうかどうかということをお答えしたいと思います。

○赤川委員長

佐藤教育長。

○佐藤教育長

大変ご心配をかけております。教育長として申し上げます。不適格教員がおりましたら、私のほうからきちっと県の教育委員会のほうへ申し出たしまして、教育センター等で指導を重ねて、そしてまた帰って頑張ってもらおうというようにいたしますが、私が教育長でおって見させてもらっておる限りにおきましては、そういう教員はおりません。ただ、皆100点満点の100点かということにつきましては、それは課題はあるかもわかりませんが、きょうの卒業式ということで話をいただきましたが、校長先生が思うような教育ができるようになっておると、こう理解をしていただいてもいいんじゃないかと思えますし、もう一つ申し上げますと、広島県の一番教育職では上になるんですが、広島県教育長というのもことは中学校の校長がいただいておりますし、それから全国優秀教員の文部大臣表彰を安芸高田市内の小学校の教員が1名、そして中学校の教員が1名いただいておりますということは、その先生だけがよかったらもらえんです。あそこの先生を表彰したならば、みんなが本当に喜んでくれるだろうかというような学校でないと表彰は基本的には、うちのほうからもよう推薦いたしませんけれども、それが認められたということについては、それぐらいの教員がおるんだというようにご理解いただけたらと、このように思っております。

ただ、保護者の中にはいろんな言い方をされる人がおられるんですよ。それはいろいろ多様な考え方があるし、価値観が違うだろうと思えますが、しかし、学校として考えとることについてもやっぱり本気になって聞く耳も持ってもらえねば学校もなかなか難しいところがありますから、これまでにありました内容につきましては、学校評議員の方に校長が相談をしたり、地域振興会の方に相談をしたり、民生委員さんのほうにも相談をしたり、もちろん教育委員会にも相談をしながらご理解をいただ

くようにもう全知全霊を傾けながら努力しておるところであります。以上です。

○赤川委員長 山本委員。

○山本委員 ちょっと訂正させてください。不適格という言葉は訂正して、指導力不足じゃないかということで。済みません、回答をいただきまして、私の発言の訂正をとということで、よろしくをお願いします。

○赤川委員長 ああ、そうですか。今、山本委員が申されましたとおりでございます。

ほかに質疑はありませんか。

前重委員。

○前重委員 2点ばかりお聞かせいただきたいと思います。

以前、和田議員からの一般質問のほうでありました少年自然の家「輝ら里（きらり）」についての1点でございます。今年度も意欲をはぐくむ自然体験事業ということで、ここの中には、企業研修等の利用者にも門戸を広げるという文言が書いてあります。そうした流れの中で1年がたとうとしておられるということで、前回もそういうデータに基づいて今後の方針とか計画等もまた考えられるという方向性は持っておられると思うんですが、今後、今こういう県から移譲を受けた市の自然の家、「輝ら里（きらり）」、これやはりお話、いろんな方から受ける中で教育関係の必要性というのも大事だと思うんですが、一般市民の方からも入ったときにそういう企業研修もあろうかと思えます。やはり皆さんが使える、利用者がうまく活用できる場になればと私は思うわけでございます。そういう流れの中で、今後こういうデータに基づいて教育委員会のほうとしては、こうしたところの施設を指定管理という形に流れがあらうかと思えますが、今後その辺、教育委員会の青少年、また一般の方の利用がふえればそうしたところをどういう方向性でお考えか、お聞かせいただきたい。

そして、あと2点目につきましては、教育委員会で管轄されております体育施設ですね、そういう保健体育施設がございますが、B&G、サッカー公園、運動公園、これを管理されとることというのは業者の方がおられると思うんですが、やはり利用者の視点に立ったときに、これまで利用者の思いとかお考えを聞き取っていただいた流れがあるのかどうか。そして今現在そういう流れの中で各施設関係ですね、すべてとは言いませんが、運営委員の中での協議会等が利用者も含めた流れの中で年1回ぐらいは、利用者がこういう思いがあるんですよというのを受け入れていただく、そういう仕組み、組織、協議会等があるのかどうか、あればそうしたものを踏まえてそういう施設の活用性等のお考えがあつて今の計画等が入ってきてるのか、その辺2点につきましてちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

益田教育次長。

○益田教育次長 ただいまの前重委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「輝ら里（きらり）」、少年自然の家の関係でございますが、教育施設として教育委員会は管理をさせていただいております。したがって、施設そのものの利用については研修の場としての位置づけをさせていただいております、ご存じいただいておりますように、一般の方の宿泊、研修外の宿泊ですね、そういう目的に合ったような施設になってないと思うんですよね。施設そのものが共同のふろ、それから共同のトイレということで、すべての共同利用の施設になってるわけでございます。というところで、先ほど申しましたように、教育委員会としては、そういう施設の内容からいって研修の場ということで教育施設として位置づけをしてると。

ただ、その中で、主には市内の児童生徒の教育施設として考えておりますが、一般の企業の方の研修も受け入れる、また地域の研修も受け入れていきたいということで、今年度もう1年業務委託でやっていくのは、そういう利用者を入れたときに、いわゆる持ち出し部分がどの程度になるのかというのがはっきり出てませんので、次年度21年度は業務委託でいって、そこらを検討した上で22年度に指定管理を持っていきたいという考えでおります。

それから、体育施設につきましては、基本的には議員おっしゃられるように、そういう考え方のもとで体育施設の運営はやっていっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○前重委員 結構です。

○赤川委員長 前重委員、いいですか。

その他、質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 それでは、予算の当初予算資料の6ページなんですが、まず72番でございますが、耐震化ですよね、学校施設の耐震化ということで4カ所、これは工事3億5,400ですから多分1億何がして工事の発注だろうと思うんですけど、これは21年度が発注完成の4施設ということですかね。これは工事の発注ということで完成をするということですよ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。

耐震化事業につきましては、本年度から第2次診断、それから補強設計を取り組んでおまして、21年度におきましては、20年度で耐震診断を行いました学校について補強工事を行う予算計上をいたしております。その学校につきましては、吉田小学校、それから吉田中学校、それと向原中学校は現在、耐震補強設計を行っております、21年度に着工完成を目指すものでございます。それと甲田中学校の体育館につきましては、現在、診断、それから設計の入札をしているところでございますけれど

も、これも調査、設計等が済みましたら着工したいということで計上いたしております。ただし、ご存じいただきますように、これには評価委員会で耐震診断及び耐震補強の審査をパスしなくてはいけないということがございまして、既に先ほど申し上げました3校の校舎につきましては評価委員会へかける段階まで行っておりますけれども、今の状況で順番待ちというふうな形になっておるようでございます。という関係で着工の時期がずれる可能性もございまして、早急に着工したいというふうに考えております。以上でございます。

○赤川委員長

和田委員。

○和田委員

今の答弁ですが、いわゆる3カ所は今、評価委員会へ一応出しておるということで、答申を待つということで、あと1カ所については、現在診断はできとるんだらうと思うんですが、評価委員会にかける資料的なものがまだそろってないということ。評価委員会というのは、この耐震の評価委員会、この中の機構といいますか、中身はどうなっとるんですか。

○赤川委員長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長

評価委員会につきましては、県ごとに設置をされておまして、構造士の方々がその調査結果及び耐震補強の設計について十分に現在の強度、それから耐震補強した後の強度が十分な効力を持つかどうか、それを評価されるというふうに聞いております。

○赤川委員長

和田委員。

○和田委員

ちょっと具体的に構造士と言われましたけど、それは何の士になるんですかいね。構造士と今言われましたけど、ちょっとそこら辺を、ただ評価の委員会とか簡単に言われますけど、どういったもので評価をされるのか、基準までは私らが言うことじゃないと思いますけど、大体聞いておりますとかという答弁じゃなしに、どういったものかということ把握しておいてもらいたいと思うんですが。

○赤川委員長

答弁を求めます。

益田教育次長。

○益田教育次長

ただいまの和田議員のご質問でございますが、ご存じいただきますように、姉齒構造事件の関係から全国的に構造欠陥の問題が出てきております。そういう関係で建物の建築確認のときに構造計算、これを十分に審査するようにと。特に国の補助事業に基づく事業につきましては、そういう国が、県が設置した機関、先ほど言いました評価委員会またはそれに類する機関の審査を受けたものについてでない補助対象にならないということになっておりますので、その審査のほうに、今回の3年間3分の2のかさ上げの事業でございますので、そういう建築構造士、建築士の中の構造の計算のできる人というのはごく少ないわけなんで、それで作られておる評価委員会、それにかけて意見をもらいなさいと。それでない補助の対象にしませんよということがありますので、それが

一遍に持ち込まれている関係上、1年間でできる耐震調査、また設計が1年以上かかっているということで、先ほどの工事の発注も21年度の中で発注をして完成をと思ってるんですが、まだその設計のオーケーが出ませんので、それが済まないで発注できませんから、工事にしても21年度で発注して、多分繰り越しをとらせていただくようになるんじゃないかなというように考えております。以上でございます。

○赤川委員長 和田委員、いいですか。

和田委員。

○和田委員 ですから、いわゆるそういう今、進捗状況というものは把握されておられるんだと思います。子どもさんの生命とか、いろんな大事なことがございますので、早急をお願いしたいと。

それから、その下の73番の診断業務ということ、あと残りの14施設ですか、これを2カ年で設計を実施するという計画ですね。それでよろしいですね、いいですね。

続いてよろしいですか。

○赤川委員長 答弁をもらいますか。

○和田委員 どうぞ。

○赤川委員長 答弁を求めます。

益田教育次長。

○益田教育次長 耐震診断業務でございまして、設計ではございませんので、現在の耐震に対する強度状況、これの調査でございます。

○赤川委員長 和田委員、いいですか。

和田委員。

○和田委員 今の答弁だと、設計までいかないということになれば、2カ年というのは21年度、22年度で設計までは行かないということなんですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

益田教育次長。

○益田教育次長 そのとおりでございます。まず、耐震調査を、これは文科省のほうの補助事業ではございませんので、国土交通省のほうの事業で2分の1の補助事業でございます。この事業がある間に先に耐震診断をした上で公表するように義務づけもされておりますので、先に耐震診断を行いたいと。その中で緊急度の高いもの、I s 値でいけば0.3未満のものについては早急にやると。それ以外につきましては、教育長申しましたように適正化規模の計画とあわせながら耐震化計画を今後整合を図りながら立てていきたいというように考えております。

○赤川委員長 和田委員、いいですか。

○和田委員 わかりました。それでは……。

○赤川委員長 和田委員、ありますか。

和田委員。

○和田委員 次の74番なんでもございますが、スクールバスの運行事業ということで、この間、この間といいましても6日の日ですか、美土里中学校の閉

寮式があったということで、そのことに関して今、既設の2路線に加えてもう1路線がふえるということ、これで965万4,000円ですか、これが計上されとるということになれば、これは2路線を含めたものの金額か、3路線の金額か、今のふえた部分だけの金額なのか、そしてほかには路線はないのかどうかというところをお願いしたいと思います。

○赤川委員長

答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

主要事業のところの74番、スクールバス運行事業965万4,000円でございますが、このうち美土里中学校朝光寮の閉寮に伴います追加分として650万円を計上いたしております。この650万円につきましては、路線の増というよりも閉寮に伴いまして通学に支障を来さないように朝の便、それから夕方の下校便、これを1便ずつ増発するスクールバスとして動かすものでございます。そのほか、このスクールバスの運行事業費の中には高宮中学校の川根のスクールバス、それから甲田の小学校のスクールバスというふうなものも含まれた額でございます。以上です。

○赤川委員長

その他、質疑がありますか。

○和田委員

いや、まだあります。

○赤川委員長

ありますか。あれば、ここで休憩に入りたいと思いますので、恐れ入ります、2時50分まで休憩といたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

まだ質疑があるようでございますので。

和田委員、どうぞ。

○和田委員

ただいまの休憩の前にスクールバスの件で質問させていただきまして、その件に関連でございますが、このスクールバスはどういったやり方で委託をされとるのか、それとその委託方法はどういうふうにされとるんか、それからその範囲はどうなっておるかといったところを質問させていただきます。

○赤川委員長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長

スクールバスの運行でございますが、先ほど申し上げましたうち高宮中学校にかかわりますものにつきましては、スクールバスを持っておりまして、それを個人の方と運行委託契約をしております。それで年間で委託料をお支払いをしております。

それから、今回の朝光寮の閉寮に伴います経過措置としてのスクールバスの運行につきましては、これは現状で考えておりますのは、今から業者については検討するようになると思いますけれども、6キロ以遠の

遠距離の子どもたちについて対象に運行するというごさいます。ですから実際には路線バスの時間外のところを2本、朝、夕方と走らすようになるわけでありすけれども、乗車証のようなものを発行いたしまして、それによって乗ることができるという形にしたいと思っております。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 今の私の質疑の答弁ではちょっとないところがあるんです。いわゆる今の川根ですかね、の部分については個人のスクールバスと言われたんですか、個人の所有されとるバスということですか、それを委託をされとると。

それともう一つは、甲田があると言われましたね。甲田はどうされとるんですか、それも同じことなんでしょうか。

それとまた、もう一つ、閉寮に伴っての増車ということ、これは今どういった選定されるんかということをお尋ねしたんです、その範囲を教えてくださいと言ったんです。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 今の形態でございますけれども、高宮につきましては、市が所有するバスがございまして、運転業務について委託をしているということでございます。

それから、小学校の関係につきましては、市内のタクシー業者さんと委託契約をして運行をしております。

それから、朝光寮の閉寮に伴いますバスにつきましては、まだどの業者というのは今からなんでしょうけれども、基本的には今ある路線バスで通学をしますが、それに貸し切り運転のような形で運行させるという形になろうというふうに思っております。

○赤川委員長 和田委員、ありますか。

和田委員。

○和田委員 今の答弁で、いわゆる個人の車といいましても、これは市の保有されとる車両であるということになれば、これは陸運事務所の関係からいいましても車庫証明とかそういった保険関係、それはもちろん当然されとると思うんですが、果たしてそのもの自体を市が所有管理をされた方がいいのか悪いのか、そういった他に外注、アウトソーシングされておるということになれば、そのほうがええと思われるなら、そのほうへ移行していくとかといった方法をとられたらどうかと思います。

それと関連ですが、それ以外の事業、事業といいましてもいろいろ小学校、中学校等に車の業者がいると言われるときには、私の聞き及んでいるところによりますと、市内業者のほうへお願いをしとると。それは結構なことで、大変ありがたいことじゃ思います。ですが、そのことに関しての、いわゆる入札をされるなら入札をされる、それとその入札の業者の選定というのは、これは当然陸事の関係がありますんで、その辺の

ところをよく調査をされて、それから一番大事なやっぱり人命を預かる
もんでございますから、その辺のところをよく調査されて業者選定をさ
れて、入札なら入札をされておるんかどうかということをお聞きしたい
と思います。2点お願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 ご質問の内容につきましては、例えば学校等でクラブの遠征であり
ますとか、そういうときのバスの運行のための入札ということでござい
ますか。それにつきましては、市内業者の皆さん方から指名願が提出さ
れておりますので、その指名願に基づいて、その運行の目的に的確に対
応するかどうかというものを審査した上で入札を行っております。以上
です。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 今回の答弁ですが、いわゆる入札をしておられるのは現在やられとる
と思いますけど、その入札をする申請、入札参加資格申請か、そういっ
たものを出されるときに、いわゆる車両台数とか保険関係とか、さっき
も言いました車庫証明とか、そういったものがそろったものでされとる
んかどうか。今も言いましたように、やはり人命の問題ですからその辺
のところをよく調査されてしておられるんかどうか、ちょっと今お聞き
したんです。

それと先ほど言いました市の所有しておる車両を使用した方がいいの
かどうか、その2点をお願いしたわけなんです。よろしく願います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

益田教育次長。

○益田教育次長 ただいまのご質問でございますが、まず、お尋ねの指名の件でござい
ますが、ご存じいただきますように、運送業と旅客業とがござい
ます。そういう中で、市のほうへ指名願が市内の業者の方から出ております。
19年のいろいろな運送業に伴うバスの借り上げの全国的な事故に伴いま
して、先ほどから出ております陸運局のほうから指導が入りまして、過
当競争をやめるようにということで、現在、陸運局が示しております運
賃に伴う上限額と下限額の範囲で予定価格を定めるようになっておりま
す。最低制限は陸運局が示している下限額を下回らないようにというこ
とが陸運局からの指導で、19年度の12月から出ております。そういうこ
とに基づきまして現在指名につきましても、予定価格はオープンにして
おりませんが、下限の金額はそういう陸運局が最低運賃賃金による範囲
ということを明示しておりますので、その範囲で今現在、市内の業者の
方の見積もり競争をされております。

ただ、業者の方につきましては、先ほど言いましたように運送業と旅
客業の方が一緒の申請になっておりますので、新年度からはその教育
委員会の内規というものをつくって対応しようということで、運送業と

旅客業を分けるような考え方で現在の不況に対する交付金の指名基準に基づいたような地域の方が入れるような、満遍なくわたるような考え方をを出していきたいというように考えております。

もう1点お尋ねの市の所有の車の関係ですが、現在スクールバス等で運行いたしておりますのは、合併前の統廃合の関係で旧町の地域限定版で運行しているものをそのまま市のほうで受け継いでおります。そういう中で、市の所有車両は市が管理をいたしております、車検から何から全部市のほうが行っております。運転につきまして、運転業務をその地域の方をお願いしておるということでございます。ただ、他の地域ではタクシー会社の業者の方に業務委託しとるものもでございます。それは車両を購入するよりそのほうが安く上がるということから、そういう運行形態になっております。それらにつきまして今後整理をしていく必要があるというように考えております。以上でございます。

○赤川委員長 和田委員、ようございますか。

和田委員。

○和田委員 今回の市所有の車両の件で、いわゆる車検、車検費用がかなりかかると思うんですが、今も言われたように、次長さんのご答弁ですが、今後見直しをしていくということで、21年度にそういう指名的なことも改革されるということになれば、それもあわせてやはり検討された方がいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。これは答弁よろしいです。

○赤川委員長 いいですか、それじゃあ。

ほかに質疑はありませんか。

和田委員。

○和田委員 もう1点お願いします。先ほど同僚議員が申しました少年自然の家の運営管理ということでございますが、19年度に一応教育委員会のほうでやられるということ、これを一たんソーシング的なもので出そうということになったときに、1社ということで、それが話が合わなかったということ。20年度はそのまま教育委員会のほうでやってみようということでございます。それからリニューアル的なこともされたり、1億2,000何がお金も使われておりますが、そういった点で、20年度とそのときに言われたんですが、21年度も引き続いてやられるということ先ほど言われました。このことについて実際に収益性がどのぐらいのものかとか、やはりそういったところの目標を立てて、1年間やってみなわからんと、やってだめならまたもう1年だというような考えにしかとれんのですよ。

そういう言い方は失礼かもわかりませんが、ただ、そういったようなことで、次のがだめならまたもう1年ほどというようなことがないように、1年間ということがあるんならば、やはり収益性ということも考えて、またPR的なこともされるならされたり、いろいろほかの業者さんの指定的な管理をしてもらうような方向の持っていく方もされたりとい

ういろんな手段を講じられて、実際に教育委員会のほうで運営管理された方がいいのかどうかということをやはり決めていただかないといけんのじゃないかということで、21年度も引き続いてやってみるということですが、その辺のところの考え方を、いわゆるトレンド性というものを報告していただきたいというふうに思います。よろしく。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

益田教育次長。

○益田教育次長 今のご質問でございますが、教育委員会のほうが管理したらいいんかどうかということがあったと思うんですが、現在は条例の中で教育委員会が管理をいたしております。そういうことで、私はそれを前提条件として申し上げたわけでございます。ただ、議員がおっしゃられるように、教育委員会の管理がどうなんかという点につきましては、私のほうからお答えすべきではないので、控えさせていただきたいと思います。

管理につきましては、そういう点で教育委員会として管理をしている中で、指定管理、これについてどうかという点については非常に我々も苦慮しとるところでございます。といいますのも、これから職員の適正化計画に基づく削減、それに伴う事務事業の見直し、そういう中で施設の管理等については指定管理に出すものが増えてくるんじゃないかなという方向性はちょっと見えておりますが、そういう認識の上でも指定管理に持っていけるものは持っていきたいという考え方を持っております。

ただ、ここの自然の家に限らず教育施設につきましては、収益性を上げる施設ではございません。すべて投資をしていく施設でございます。特に自然の家の教育施設ということで対応を考えていくということになれば、そこで事業をやればやるほど、どうしても持ち出しが多くなってくる。ただ、その持ち出し限度がどの金額までが適正なんかということを市長部局のほうと協議しながらやっていく必要があるというように考えております。ただ、今までの議論を議会のほうでいただいた中で、1,650万、特別委員会のほうで話が出ておりましたそういう持ち出し、それらを基本にしなが事業計画を立て、できるだけ持ち出しの金額が少なくて目的にあります事業効果の出るような管理運営をしたいと考えております。以上でございます。

○赤川委員長 和田委員。

○和田委員 今の答弁ですが、収益性ということを申しましたのは、いわゆる今その事業をやられたことによって持ち出しをするというようなことではいかんと思うんです。ですからそこら辺の見直し、いわゆるそれをしたがために持ち出すのではなくて、その持ち出し部分を出さないように、そこで収益性を考えてくださいということです。ですからこれは幾ら資本的なものがあったとしても、そこに投入していくということになれば意味がないんじゃないかと思うんですよね。

ですから今、同僚議員も言いましたように、いろんなところへ門を広

げて、やはりいろんなどころからも入っていただくような利用方法とか、そういったものもやはりかんがみた上でそういったことをやってほしいと。というのは、一つの事業ですから持ち出しは考えてもらうわけにいかんのです。ですからその辺のところをよく考えていただいてやっていただきたいと。これは教育委員会だけの話ではございませんで、全体の、こういった施設がよくあるわけですから、そういったことを含めての話になろうかと思えますけど、当面、今の少年自然の家はそういうことになっておるんでどうじゃろうかということで今回の予算組みをしてあるんで、一応そのところの方向性というものをお聞きしたかったということでございます。以上です。

○赤川委員長 浜田市長。

○浜田市長 今、和田議員のご質問に対するお答えをしたいと思います。

この少年の自然というのは対応が非常に難しいんで、実は私が市長になったときには、もう既にこれは教育施設としての方向性が一応出ておりました。リニューアルも、そういう方向性のリニューアルをされとったということでございます。和田議員おっしゃるように、それじゃあ、このこまいまちでそういうような教育施設として維持する価値が、価値ということないけど、財政的に余裕があるんかということにもなってきました。当面スタートしたばかりなんで、ことし1年はちょっと様子を私は見ることにしたんですけど、今後においては経営的感覚を入れながら、半分学校教育施設として、半分は一般の方への開放とか、こういうこともしっかり視野に入れて考えていきたいと思えます。

それから、青少年の健全育成でございますけど、これは大きな、我がまちだけの問題じゃなく県とか国の問題でもあるので、国、県へも、そういうことでやるんなら支援をいただけるように努力もしていきたいと、かように思っております。いずれにしても、せつかくの施設ですから有効活用していかんやいけんと思っております。当面ことしは教育施設という方向性で予算組みをさせてもらいましたんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 小・中学校の携帯電話の件なんですけど、新聞でも出ましたように持ち込みが禁止と、高校もそういうような方向で動いてるんですけど、実際に今こういったデジタルメディアに対する教育ですね、これは小・中で今やられてることがあるのか、あるいは今後のお考えがあれば、ちょっとお聞かせ願えればと思うんですけど。

○赤川委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

大下学校教育担当課長。

○大下学校教育担当課長 ただいまのご質問にお答えをします。

児玉議員ご指摘のように、携帯でありますとか、あるいはインターネット、そういったものに対する教育の重要性ということが今叫ばれてお

ります。大変便利ではあるけれども、弊害が多いという実態でございます。市内の実態といたしましては、携帯電話の持ち込みについては、基本的には禁止ということで学校のほうは対応しておりますし、ネチケットとか、ネットのエチケットですね、それから携帯電話の何かサイバーテロというんですか、ちょっと私も情報教育に疎いんですが、そういったようなことを学習課題にしまして計画的に特別活動の時間、学級活動の時間等で指導はしております。また本当に21年度については、これは情報教育の推進事業の中でも大きな課題というふうに受けとめて、今後さらに学校指導のほうをしていきたいというふうにとられております。以上です。

○赤川委員長 児玉委員。

○児玉委員 今、メディアリテラシー教育とって、多分ご存じだと思うんですが、使い方、応用力とか活用力とか、そういったのを一生懸命いろいろなところで話が出るんですが、残念ながらデジタルメディアというのは、我々や恐らく行政のほうを考えられてるより子どもさんのほうが先を行ってるとるんですね。今までの教育の中で子どもが親より先に行くというようなことはなかったんだろうと思うんですが、現在は子どもが非常に先を行って、親が聞くような状態というところで、子どもの教育をしようと思ったときに家庭じゃ恐らく保護者の方ではできないだろうと。そういうことを考えていきますと、どうしても中学校ぐらいから、特に全国だともう3年生で携帯を持たれてるんが約5割ですね、安芸高田市は多分そこまで行ってないと思うんですが、家庭での教育ができないとなると、やっぱり学校でもう充実させていくしかないということで、ぜひとも今後の計画の中に入れていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

佐藤教育長。

○佐藤教育長 ただいまの質問でございますが、携帯電話の問題等、課題が多いことは重々承知しておりますので、意見として承わらせてもらっておきます。

○赤川委員長 児玉委員、いいですか。

○児玉委員 はい。

○赤川委員長 今村委員。

○今村委員 先ほどの少年自然の家のほうの今年度の予算化に対して、これまでは教育委員会の管理下にあるとはいいいながら、予算上どの部門にちゃんと責任があるのかというのが明確に見えてこんのですね。教育委員会という、ただ漠然とした形。それから、さっき収益性の話もございましたが、やはり利用率を今年度どういったような形で上げ、そのことによって少しでも管理費の持ち出しにやるかといったような方向づけ、本当の意味での管理運営はどの部分でどういったような形でおやりになるのか、そこら辺についてが予算上見えませんので、今後どういうふうに対応されようとするのか、そこら辺についてのご見解をお聞きしたいと思いま

す。

- 赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時17分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 再開いたします。
 大野生涯学習課長。

- 大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 先ほどの今村議員のご質疑にお答えをいたします。

予算書では183ページになります。青少年教育施設の運営に要する経費ということで3,107万3,000円計上いたしております。20年度直営で実施をしてきた結果から申し上げますと、当初5,186人の利用予定を見込んでおりました。20年度はリニューアルをされて、私どもとしましてもPRを図ってきたところでございます。その結果7,240人の利用をいただきました。当初予定からいけば2,455人多くの方がご利用いただいたところでございます。

ところが、収支を考えてみますと、基本的に収益が上がる施設でないということがわかってきたということでございます。それを受けて21年度は部分業務委託をして、最終的には、先ほど申しましたように22年度から指定管理に持っていきたいということでありますが、市長が答弁いたしましたように、やはりここを利用していただいた方の市内の19校はもちろんですけれども、市外の青少年の方のご理解の中から十分な効果が上がっているということもありますので、原点に戻って21年度は教育施設として予算計上して運営をしてまいりたいと考えております。部分業務委託の経費を含めて生涯学習課のほうで維持管理をしてまいりたいと考えております。以上です。

- 赤川委員長 今村委員、いいですか。
 今村委員。

- 今村委員 将来、指定管理化に向けて21年度は部分業務委託ということでございますが、20年度の予算化と比べてそこら辺が増額した原因になってるのかなというふうにお見受けいたしますが、そういうとらえ方でよろしいのでしょうか。

- 赤川委員長 答弁を求めます。
 大野生涯学習課長。

- 大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 部分業務委託を21年度は考えておまして、その中では当然部分の業務委託をすることから、それに伴います諸経費や税の関係が発生をしておりますので、その額がふえてきているということでございますし、予算の説明資料の中では予算資料の6ページの75と76を足していただいたのが183ページの3,107万

3,000円になるということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。ソフト事業につきましては、75番の意欲をはぐくむ自然体験推進事業につきましては直営で実施をしたいと思っております。以上です。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。
その他、質疑はありませんか。
今村委員。

○今村委員 今年度改めて強化された事業として、学力向上推進と、それから特別支援の關係の事業がございます。今年度の試行を経てそれが充実されるわけですが、非常勤職員のこれからの人事管理と申しますか、そこら辺と、それから今の執行によるいわゆる業務の評価と申しますか、そこら辺についてはどういったような形で今後される予定なのか、ご見解と方向づけをお聞きしたいと思います。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時22分 休憩

午後3時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

大下学校教育担当課長。

○大下学校教育担当課長 非常勤職員、特に学習補助員、教育介助員等の人事管理と事業評価というご質問というふうに承りました。ご質問にお答えをします。

まず、人事管理でございますが、これは職能成長といった意味の人事管理でよろしいのでしょうか。今年度も学習補助員、それから教育介助員等につきましては、教育委員会のほうで研修並びに報告会と申しますか、そういったものを定期的に持っておりまして、非常勤職員の職能成長を図る企画をしております。21年度は特に学習補助員につきましては拡大をしていただく予算計上をさせていただいておりますので、さらに研修のほうは深めていきたいという考えでおります。

それから、事業評価でございますが、これにつきましては、じゃあ、総務課長。

○赤川委員長 森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 事業評価についてお答えをさせていただきます。

事業評価につきましては、事務事業評価ということで、安芸高田市が行っております事務事業評価の中で教育委員会の執行しております事務事業については評価調書をつくり、それを報告をさせていただいております。

それから、そのほかに地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが一部改正をされまして、とりわけ教育行政に係る事業については、その評価に基づいて教育に関し学識経験を有する者の意見を付して議会に報告し、公表するという規定がなされておりますので、新年度につき

ましては、重点施策の5ページ、60番の教育行政外部評価事業ということで掲げさせていただいております。それでこれにつきましては、どうしても前の年、前の年という評価になりますので、今年度につきましても現在準備をしておりますけれども、19年度の事業について教育に関して学識経験を有する皆さんの意見をいただきながら議会に報告し、公表していくという形で進めさせていただくように今、準備を進めております。以上です。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

○今村委員 わかりました。

○赤川委員長 その他、質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 予算書の191ページと195ページなんですが、補助金の関係なんですけども、この補助金の目的と積算根拠等がありましたらご説明いただきたいと思います。191ページの下の方と、195ページのスポーツ振興団体の育成に要する経費です。

○赤川委員長 何行目ですか、下から。

○児玉委員 真ん中辺なんです。補助費2,000万、単独補助というやつ。

○赤川委員長 補助費の。

○児玉委員 はい。

○赤川委員長 今の191ページの下から5行目の補助費についての説明をとということでございます。

大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 191ページの補助費の関係、ご答弁を申し上げます。

特に芸能、神楽を含めて歌舞伎等の補助の関係でございますが、合併前から旧町でそれぞれ後継者育成あるいは文化財の保護等で補助金が支出をされていまして、合併後引き継いできたものがございます。しかし、合併をして既に5年を経過する中で、新たに安芸高田市伝統文化活動団体支援補助事業実施要領を定めさせていただいて、その要領に基づき補助金の支出をしております。基本的には、国あるいは県、市が指定した無形民俗文化財、それに関してまず統一をしようということ、そういった指定にかかわるものに対して補助金を支出をするということで定めさせていただきました。191ページの補助金につきましては、そのことをご理解を賜りたいというふうに思います。

○赤川委員長 児玉委員、いいですか。

児玉委員。

○児玉委員 195ページ。

○赤川委員長 失礼しました。195ページの件について。

大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 195ページのスポーツ振興団体育成事業費でございます。この中の補助費の関係でございますが、

これも基本的には社会教育の関係と同じように、体育の振興についても補助要綱を定めさせていただいて補助金の支出をしておりますが、基本的には旧町から引き継いで、合併協議の中で継続をしていこうと定められたものについて補助金の支出を原則として考えてきているところでございます。また、新たに総合型のスポーツクラブやサンフレッチェのファンクラブ等々出たものもございませうけれども、旧町から引き継いで、合併協議の中で継続をして支出をすると定められたものについて要綱を定めて支出をしてきておるところでございます。

○赤川委員長 児玉委員。

○児玉委員 今の195ページの補助費の関係ですが、これは積算というか、各事業の設定されてる金額というのは引き継ぎでということですか、それとも新たに積算し直されてるというか、各一つ一つは、いかがでしょう。

○赤川委員長 答弁を求めます。

大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 この補助金につきましては、安芸高田市補助金の整理合理化についてということで、安芸高田市行政改革推進懇話会の会長の答申に基づき整理・統合の中でここまで精査をしてきて、この段階に対する補助を定めてきたところでございます。

○赤川委員長 児玉委員。

○児玉委員 市民の皆さんから見ると、非常にわかりづらいんだろうと思います。旧6町から引き継いだ項目であっても、もうぼちぼち見直しをされて、しっかりと切るべきものは切る、要るべきものはつけていくと、それから積算根拠も例えば人数でやるのかとか、もう少し市民の皆さんにわかりやすいような形に私は切りかえていかれるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。

○赤川委員長 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時32分 休憩

午後3時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 基本的には、先ほど申し上げました行政改革推進懇話会の答申、その中で整理合理化という答申を受けております。そこで整理合理化をしたということと、もう一つは、対象経費、これは決算書に基づいて、その中から対象経費についても先ほど申し上げた補助要綱を定めて、それに沿ったものに対して補助金を支出しているところでございますが、市民に対して非常にわかりにくいということですが、ただ、団体に対しては、先ほど申し上げた要綱等説明をして対象経費もオープンにして、このものが対象になる

よというところの中でご理解をいただいて支出をしているところでございます。

○赤川委員長 田丸総務企画部長。

○田丸総務企画部長 補助金につきまして全体的に少しご説明を申し上げたいと思います。ここには平成18年度からの資料しか私は持ち合わせておりませんが、合併当初6町の補助金を合わせますと相当なやはり額の補助金でございまして、委員ご指摘のとおり、いわゆる地方自治体が補助金を出すのはいかかなものかということも含めていろんな項目ございました。さらに1団体数万円程度の少額の補助金もたくさんございました。平成18年度の段階では5億1,600万余りの補助金がございまして、補助金の整理適正化計画を行革の懇話会の中で第三者の目から見て必要かどうかという判断もしくは削減なり統合なり、こういった必要があるのではないかという評価をいただきまして具体的な計画をつくって、それに沿って実は削減をしてまいったということでございます。

20年度につきましては、その結果、約1億8,000万円ばかり18年度からは減少して4億800万円余りというところまで削減をしてきたところでございます。21年度につきましては4億5,200万円だと思いますが、補助金の一覧があると思いますけれども、その金額で今年度少し膨らんでおります。これは吉田病院に対する、いわゆる地域医療を守っていく、その中核病院に対するご支援等々が少し膨らみましたので約4,400万円ばかりふえておりますけれども、そういった新しい政策的な課題の中で少しふえてますが、一応20年度まででそのような形で段階的に削減をしてきたという経過を持っております。それぞれの原課におきましては、それぞれの団体が実施をしております個々の事業を精査をさせていただいて、それで予算づけをそれぞれしておりますので、ただ単に人数の多いだとかということだけにはなっていない、そういったことがございますので、ご理解をいただければというふうに思います。以上であります。

○赤川委員長 児玉委員、いいですか。

児玉委員。

○児玉委員 とすると、その事業が年度、年度で変わって、例えば多くやった年あるいは少なくやった年というのは補助費というのは変化すると考えておけばよろしいんですか。

○赤川委員長 答弁を求めます。

田丸総務企画部長。

○田丸総務企画部長 原則的には、そのような形で補助費については変化するというふうなことが当然であります。現実の問題としまして、それぞれの団体は、ただ単にその年度、その年度で単発的に事業をやるということではなしに、やはり継続した事業をお持ちでございますし、そしてそういった内示をします補助金の枠の中で創意工夫をされて事業を展開されますので、したがって、やはり前年度との比較の中で余り変化が起こってこない、仮に減額をさせていただくということであれば、その団体が行われてい

る事業の精査をさせていただいて、これについてはこうこうだから減額をさせていただきますというふうな形で、現実には行政のほうからその団体の事業に対して切り込んでいくということがない限り、やはり減少にはなかなかならないというのが実態だというふうにご理解していただければというふうに思います。

○赤川委員長 ほかに質疑は。
児玉委員。

○児玉委員 今回の補助費の4億5,000万ぐらいというこの金額ですが、これは今後削減の計画、それとも先ほどの吉田病院とか、必要なもの、ニーズという部分ですね、生活する上で必要な部分というのは当然要ると思うんですが、欲しいもの、ウォンツですね、いわゆる、そのニーズの部分は確かにわかるんですが、それ以外の分は現状維持でいかれるのか、これから先減らしていかれるのか、その辺お考えがあったら。

○赤川委員長 答弁を求めます。
田丸総務企画部長。

○田丸総務企画部長 補助金の適正化計画を進行しまして、現在の段階では一定の水準までいわゆる整理をしていただいたという理解をしております。しかし、この間一貫して申し上げましたとおり、合併後10年から15年かけて非常に厳しい状況に入っておりますので、そういった状況をにらみながら、いわゆる補助金について再度どのようにしていくかということについては整理をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。
質疑があるようでございますので、ここで3時50分まで休憩といたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後3時41分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。
2名の方から質疑があったように承っております。質疑は。
今村委員。

○今村委員 文化・芸術の振興に要する経費のうち民俗資料及び文化財の関係のことについてお伺いをいたしますが、民俗資料館のほうの運営事業費は、これで理解はできるんですが、そのほかの、これまで甲田町あるいは一部美土里町で文化財としての扱いについて今後どういうふうな形で保護するかということが懸案になったことがございますが、21年度の予算ではそれらについての対応が見えないのでございますが、そのことについては今後どういうふうに進められようとしているのか、そこら辺についてのご見解をお伺いをいたします。

○赤川委員長 今村委員、資料館のことですね、文化財を含めた芸術の件で。

○今村委員 はい。

○赤川委員長 わかりました。
答弁を求めます。
大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、20年度で高宮町1,278点、向原町800点、八千代町500点を調査終了予定でございます。これは各町の公共施設に保存してあります民俗資料等の調査でございます。具体的には、まず、ほこりを落として写真撮影をして、採寸、大きさをはかって、それを絵に描いてカードを作成してデータ化をするという一連の作業でございます。21年度は残りの3町予定をいたしております。既に甲田町は台帳がございまして、画像をおさめていきたいと。約1,000点あるんじゃないかというふうに思っておりますし、吉田町も丹比西小学校に700点、美土里町にもございます。

6町すべて調査を終えて、もちろん類似した資料もございます。農耕に使ったものとか養蚕に使ったものとかたくさんあるわけですが、それはそれで保管の点数やら、保管しなければならない面積も確定をしておりますので、21年度後半から22年度においては保管方法、展示方法、処分方法、全体計画を立てていきたいというふうに考えております。これは委託をしております、委託料の中に残り3町の調査をする予算は計上いたしております。以上でございます。

○赤川委員長 今村委員、いいですか。

○今村委員 了解であります。

○赤川委員長 ほかに質疑は。
山根委員。

○山根委員 予算資料の6ページ、放課後子ども教室開設事業についてお伺いいたします。

平成19年度より高宮町で放課後の子どもの受け入れ体制を整えていただきました。10名以下のところにおいては文科省の事業の中で受け入れるということで、川根地区で放課後子ども教室を開設していただいておりますけれども、現在の現状、何名ぐらいの子どもたちが教室を利用されているのか。このたび事業費225万上がっております。これも開設に当たっては、高宮町の中で厚生労働省と文科省と分かれるということで、保護者負担についてちょっと論議が起こったこと経緯もありますけれども、この点についてどのようにお考えなのかということと、また将来的に文科省のこの事業がずっと続いていくかどうか、そういう情報をお持ちであれば、それについてもお伺いしたい、事業継続と負担についてをお願いいたします。

○赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 放課後子ども教室のことについてのご質疑でございます。川根地区で実施しております安芸高

田市川根放課後子ども教室につきまして、今までどういった状況にあるのかということをご説明をしたいというふうに思います。

この開設は、土曜日曜、それから平日の放課後ということでございます。年間平日で190回、土曜日曜で80回を予定をいたしております。対象は小学校1年から小学校6年まで、対象人数は19名でございます。地域がかかわって地域のおじいさん、おばあさんが地域の子どもたちを見てくれる、夫婦共働きの家族が多くなる中でこういった放課後子ども教室、これはこれからの課題ではなかろうかというふうに思います。こういった地域で受け皿のあるところについては3分の2の県の事業もあるということから、この事業を引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

今後の予定ということにつきましては、文科省も、それから厚労省も国も夫婦共働きの中で放課後の子どものあり方については国を挙げて取り組んでいる中でありますから、形は変えても恐らくこの事業は継続をされるというふうに考えているところです。

- 赤川委員長 山根委員、いいですか。もう1つあるんかな。
○山根委員 負担については、特に保護者に対してないんですか。
○赤川委員長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後3時59分 休憩

午後3時59分 再開

~~~~~○~~~~~

- 赤川委員長 再開いたします。
保護者負担についての答弁を欲しいということでございます。
大野生涯学習課長。

- 大野生涯学習課長兼少年自然の家所長兼歴史民俗資料館長 放課後子ども教室につきましては、事業対象経費の3分の2が県費の補助ということは先ほど申し上げたとおりなんです、これは地域のコーディネーターあるいは安全管理員、学習アドバイザーに対する謝金ということでございまして、原則として保護者の負担は求めないということになっております。

- 赤川委員長 山根委員、いいですか。
山根委員。

- 山根委員 10名以下の地域においても子どもたちの受け入れ体制が整うことは大変保護者にとっても安心して子どもを任せられるということで、仕事ができるということではあります、厚労省の行う放課後児童クラブと文科省の行う放課後子ども教室において保護者の負担のかなりの差があります。そういうところを公平性の観点からどのように考えられているのかということをもう一つお聞きしたいのと、それから、このたびの学校規模適正化事業の中で、こういった放課後の子どもたちの受け入れをどのようにまた考えられていくおつもりなのかということもお答えがいただければと思います。

- 赤川委員長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

佐藤教育長。

○佐藤教育長 放課後子ども教室につきましては、先ほど大野課長が申しあげましたように、基本的にこの事業についてはボランティア的な性質を持って、それで運営をしていくということでございますから、児童クラブの指導員とは全然額が違っております。したがって、国の方も負担金を取ってやるというようなことについては初めから想定をしていないということがございますので、県内のいろんな状況を考えましても、放課後子ども教室については負担金は取っておりません。先般来、議会でも質問ございましたけれども、そのときにもお答えをさせていただきましたとおりでございます。10人以下で放課後児童クラブができないというようなところでボランティア的な団体、組織ができて、そこでやってやろうということになれば認可をしていくという方法もあるかもわかりませんが、川根の場合には全部集めてもなかなかそういうふうな状況にならないということがございましたので、市として放課後子ども教室ということで、放課後児童のお世話をさせてもらうという方法をとらせてもらいました。

なお、適正化計画でございますが、それはまだ学校の規模がどの程度が一番適当なのかということを検討してもらう会でございますので、それになって学校統合ができて、そうしたときにその場合には児童クラブができるかもわかりませんが、児童が非常に少ないというようなことは多分ないと思うんです。今までもよりも多分適正化計画をしていくならば学校統合ということも出てくるだろうと思いますから、そうすると規模が大きくなると。そうすると、放課後子ども教室というふうな段階ではないというように私はとらえております。以上でございます。

○赤川委員長 山根委員、いいですか。

○山根委員 はい。

○赤川委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時03分 休憩

午後4時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長 再開いたします。

続いて、議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算のうち議会事務局にかかわる部分を議題といたします。

事務局長から要点の説明を求めます。

光下事務局長。

○光下事務局長 それでは、議会費につきまして説明をさせていただきます。

予算書38ページ、39ページの方に記載されております。議会活動及び運営に要する経費といたしまして1億9,694万円の予算を計上しております。議員人件費といたしまして1億2,842万9,000円、一般職員人件費4,647万円、議会運営費976万4,000円です。その中の主なものは、旅費455万、これは議会運営に係る常任委員会等視察関係の費用等でございます。議会広報事業費195万2,000円は議会広報紙の印刷製本並びに会議録システムの管理委託等がございます。

続きまして、議会調査事業費でございますが、1,032万5,000円、これにつきましては、次のページの41ページの上でございますように主なものといたしましては、負担金補助及び交付金、いわゆる政務調査費の一人3万円の12カ月分の20人分の経費を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○赤川委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時07分 休憩

午後4時08分 再開

~~~~~○~~~~~

○赤川委員長

じゃあ、再開いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算についての討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、議案第5号から議案第17号まで、13件について一括して討論を行いますので、議題名を指定して討論を行ってください。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に移ります。

採決は、議案ごとに行います。

これより議案第4号、平成21年度安芸高田市一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第5号、平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第6号、平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第7号、平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第8号、平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第9号、平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第10号、平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

これより議案第11号、平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第12号、平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第13号、平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第14号、平成21年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第15号、平成21年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第16号、平成21年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより議案第17号、平成21年度安芸高田市水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本予算審査特別委員会に付託されました議案第4号から議案第17号までの14件についての審査はすべて終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、私にご一任願いたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、さよう取り計らわせていただきます。

以上をもって本予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後4時12分 閉会